

武 雄 市 農 業 委 員 会

平 成 2 8 年 8 月 総 会 議 事 録

平成28年8月 武雄市農業委員会「臨時総会」議事録

1. 日 時 平成28年8月5日（金）
（開会）午後2時00分 （閉会）午後3時30分

2. 場 所 武雄市役所 本庁1階会議室

3. 出席状況 出席者32人 欠席者 5人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富 永 茂 人	○		山 北 義 見	○	
末 藤 良 郎	○		淵 靖 司	○	
中 村 和 仁	○		本 山 幸 雄	○	
佐佐木 幸 夫	○		田 栗 保 信	○	
小 柳 満	○		下 平 寅 義		○
西 村 元 吉	○		松 尾 忠 則	○	
小 田 康 信	○		永 尾 廣 次	○	
中 村 一 明	○		中 原 位	○	
岩 永 和 裕	○		東 島 豊	○	
松 尾 薫	○		坂 口 千代喜	○	
向 井 健 作	○		安 永 和 廣	○	
中 野 重 信		○	浦 川 宗 博	○	
馬 場 征三郎	○		坂 口 正 勝		○
井 手 辰 巳	○		相 原 經 憲	○	
小 柳 信 博	○		大 串 和 文		○
古 川 秀 文	○		川 内 智 彦	○	
伊勢馬場 一郎	○		岩 橋 久 美	○	
境 重 則	○		宮 原 洋 昭	○	
松 尾 正 博		○			

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第4号	農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第5号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案） の変更について	
議案第6号	武雄市非農地証明について	4件
議案第7号	農地転用許可後事業計画変更承認申請について	1件
議案第8号	買受適格証明願（転用目的）について	1件
報告第1号	農地等形状変更届について	1件

事務局長

ただ今から、平成28年8月の武雄市農業委員会「総会」を始めていきたいと思いをします。

本日は、12番中野委員、19番松尾委員、24番下平委員、32番坂口委員、34番大串委員より欠席の届出があつております。

在任委員の過半数以上の出席となつておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

会 長

(あいさつ)

それでは、ただ今から平成28年8月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。

今回は、議案第1号から議案第8号までと報告事項となつておりますので、審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人に、16番古川秀文委員、35番川内智彦委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入ります前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件につきまして、県知事への進達の結果を、事務局より報告してください。

事務局

農地法第5条の許可申請13件、そのうち11件については許可がおりております。残り2件については開発許可と同時に許可となります。

以上、報告します。

会 長

さっそく議案第1号を議題といたします。

議案第1号の3番につきましては、農業委員会法第24条に基づく、議事参与の制限により議案第1号3番の開始から終了まで〇〇委員さんにつきましては退席をお願いします。

終了後、入室・着席をお願いします。

(〇〇番委員退席)

会 長

それでは議案第1号3番につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、議案の説明が終わりましたので、質疑を開始します。

(質疑開始)

会 長

それでは、質疑も無いようですので、議案１号３番についての質疑をとどめます。
議案第１号３番農地法第３条の規定による許可申請につきましては、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。
よって、議案第１号３番農地法第３条の規定による許可申請につきましては、許可することに決しました。

会 長

それでは、番号３番の審議が終わりましたので、〇〇委員さんを入室、着席させてください。

(〇〇番委員着席)

会 長

それでは、農地法第３条の規定による許可申請、残りの５件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、議案の説明が終わりましたが、この５件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

２９番委員

６番の件、全部で（金額）円ですか。

事務局

１０ａあたり（金額）円のまちがいです。

会 長

地元委員さんの説明が終わりましたので質疑を開始します。

(質疑なし)

会 長

それでは、質疑も無いようですので、議案第 1 号の質疑をとどめます。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による 5 件の許可申請につきましては、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による 5 件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

会 長

次に、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請を議題といたします。

農地法第 4 条の規定による許可申請が 3 件提出をされています。

この 3 件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。議案の説明が終わりましたが地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

会 長

3 番の件ですが、指摘により申請をされました。

会 長

無いようですので、質疑を開始します。

(質疑なし)

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第 2 号の質疑をとどめます。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による 3 件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による 3 件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

次に、議案第 3 号を議題といたします。

農地法第 5 条の規定による許可申請が 6 件提出をされています。

この 6 件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、議案の説明が終わりましたが、番号 1 番、2 番につきましては、去る 7 月 2 8 日に調査委員会 D 班に調査を依頼しておりましたので、座長の小柳信博委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長

平成 2 8 年 7 月 2 8 日午後 1 時 0 0 分から調査委員会を D 班及び地元農業委員により、農地法第 5 条 2 件について武雄市役所 1 階会議室及び現地にて開催いたしました。

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による申請番号 1 番の案件について、審議しました。

主な質疑内容は、①開発は市道沿いに行われているが、北側の農地へは行けるのかという質疑については、行けますという回答が地元農業委員からありました。②条件付分譲住宅の条件はクリアできているのかという質疑については、すべてクリアしていますという回答がありました。③隣地との境界はどうするのかという質疑については、東側については法面を作ります。また、転用予定地であり、高低差があるのでお互いの高さを同じにします。西側の畔については張コンにします。北側の水路についても張コンにしますとの回答がありました。④農業用パイプラインの移設はどうなるのかという質疑については、市道南側にあるパイプラインから市道へ埋設横断し、申請地西側のパイプラインに接続しますという回答がありました。

以上、質疑がありましたが、申請番号 1 番の案件については、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告します。

続きまして議案第 3 号農地法第 5 条の規定による申請番号 2 番の案件について、審議しました。

主な質疑内容は①申請地の一部に農振農用地があるが、農振除外の許可は下りているのかという質疑については、7 月に許可が下りていますと事務局から回答がありました。②共同住宅は何戸計画してあるのかという質疑については、8 戸と 6 戸

で14戸ですという回答がありました。③東側の道路は狭くないかという質疑については、道路後退（セットバック）します。そこに側溝を作りますとの回答がありました。

以上、質疑がありましたが、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

会 長

はい、ありがとうございました。調査委員会の報告がおわりましたが、残りの4件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

会 長

無いようですので、質疑を開始します。

33番委員

2番の件ですが、北側は道路となっているが依然は公有水面があった。災害があった場合は自己責任になるのか。

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。

議案第3号 農地法第5条の規定による6件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地法第5条の規定による6件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

次に議案第4号を議題といたします。

平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第4号

につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますけれども。
何かございませんでしょうか。

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第4号の質疑をとどめます。

議案第4号平成28年度武雄市農用地利用集積事業（案）につきまして、原案ど
おり承認することにご異議ございませんか

（異議なし）

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画（案）につつま
しては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に議案第5号を議題といたします。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的
な構想（案）の変更についてを議題といたします。農林課の説明をお願いします。

（農林課説明）

会 長

それでは、説明が終わりましたので、議案第5号につきまして、ご意見、ご質疑
等あれば出していただきたいと思いますけれども、何かございませんでしょうか。

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第5号の質疑をとどめます。議案第
5号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）の変更について原案ど
おり承認することにご異議ございませんか。

会 長

異議なしと認めます。よって議案第5号農業経営基盤の強化の促進に関する基本
的な構想（案）の変更については承認されました。

会 長

次に議案第6号を議題といたします。

武雄市非農地証明願い、4件について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第6号武雄市非農地証明願いにつきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますけれども。何かございませんでしょうか。

(質疑開始)

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第6号の質疑をとどめます。

議案第6号武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号武雄市非農地証明願いにつきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に議案第7号を議題といたします。

農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、提出されています。この件につきまして事務局から説明をお願いします。

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第7号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますけれども、何かございませんか。

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第7号の質疑をとどめます。議案第7号農地転用許可後の事業計画変更承認申請につきまして本委員会としては、許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について本委員会としては、許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

次に議案第8号を議題といたします。

買受適格証明書（転用目的）について、提出されております。この案件について、

事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、議案の説明が終わりましたが、この案件につきましては7月28日に調査委員会D班に調査を依頼しておりましたので、座長の小柳信博委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長

議案第8号農地の買受適格証明願番号1番の案件について審議しました。

主な質疑内容は、①土地代金は総事業費に含まれているかという質疑については、申請書の事業費の内訳に記載がなく、競売物件なので現段階では計上できないのではないかと思いますと事務局から回答がありました。②貴社の主な事業は何かという質疑については、(事業)を行っていますという回答がありました。③以前、他のところで山林開発後木々が茂ってしまっただけで周辺に迷惑がかかるということがあったが、取得後申請地の管理等をどうするのかという質疑については木々が茂ったりすると、発電力にも影響するので木々が伸びたら切るなどの管理をしていきますという回答がありました。④調整池はどうするのかという質疑については、敷地内に調整池を作り、排水は河川へ放流することになりますが、落札したら林地開発も含め、詳細に計画しますという回答がありました。⑤基礎はどうするのかという質疑については、杭打ち工法を行います。大幅な造成は考えていませんという回答がありました。⑥周辺住民との協議はしているのかという質疑については、取得していないのでまだ行っていませんが、落札したら協議に入りますという回答がありました。⑦パネルの下はどうするのかという質疑については、野芝を植えるか、防草シートを敷くことを考えていますという回答がありました。

以上、質疑がありましたが、申請番号1番の案件については、調査委員会としては、転用の許可基準から買受適格者であるという判断になりましたので報告いたします。

会 長

はい、ありがとうございました。それでは調査委員会の報告が終わりましたので、議案第8号につきまして、ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思いますけれども、何かございませんか。

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第8号の質疑をとどめます。議案第8号買受適格証明書(転用目的)につきまして本委員会としては、買受適格者であるむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

会 長

異議なしと認めます。よって議案第8号買受適格証明書（転用目的）について本委員会としては、許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

次に、報告事項の第1号として、農地等形状変更届出が1件ございますので、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長

それでは、説明が終わりましたので、この1件につきまして、ご意見、ご質問等があれば出していただきたいと思います。

会 長

特に、ご意見等がなければ、報告事項ですので、これで止めたいと思います。

会 長

その他皆様方から何かございましたらお願いします。

会 長

以上をもちまして、本日、提出されました議案につきましては、審議を全て終了いたしました、これをもちまして、平成28年8月の農業委員会総会を終わります。どうもありがとうございました。

議事の顛末を記録し、署名する。

平成 28年 9月 5日

武雄市農業委員会 会 長 佐々木 鞆

〃 委 員 志 川 香 文

〃 委 員 川 内 智 希

議事録調整者 永 尾 淳 一